

令和7年度

第5回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和7年10月17日(金)から
令和7年10月23日(木)まで

タクシーの営業区域外旅客運送の期間更新について

1 趣旨

頸城区と三和区における旅客運送を確保するため、有限会社浦川原タクシーにおいて、「営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（道路運送法第20条第2号）」を適用し、令和5年12月から開始した一般乗用旅客自動車運送事業について、当該事業者から期間延長をしたい旨の申し出があったため、その可否について協議するもの。

【参考】営業区域外旅客運送の制度（概要）

一般乗用旅客自動車運送事業者は、営業区域外旅客運送（発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送）をしてはならないとされている。ただし、法定協議会等において協議が調うなど、道路運送法第20条第2号などに該当する場合は、営業区域外旅客運送が可能となる。（道路運送法施行規則第18条の2に定める過疎地域その他交通が著しく不便な地域）

2 経過

令和5年10月	活性化協議会の承認
令和5年12月～令和6年11月	営業区域外旅客運送の認可
令和6年10月	活性化協議会の承認
令和6年12月～令和7年11月	営業区域外旅客運送の認可（更新）
令和7年10月	今回の協議会

3 営業区域外旅客運送の内容（案）

(1) 営業区域外旅客運送の必要性

頸城区・三和区においては、保倉地区（診療所など）を発着地とする配車依頼が多いが、営業区域としている市内タクシー事業者5社（㈱浦川原タクシー以外）の営業所からは距離があり、依頼があっても配車に多くの時間を要することから、利用者の依頼に対してより短時間で配車できるよう、㈱浦川原タクシーによる運送が必要な状況にあったため、令和5年12月から営業区域外旅客運送を開始した。

当該地区のタクシー輸送による状況について、㈱浦川原タクシー以外の各事業者は、当該地区のような遠い場所では、営業所からの配車が困難な状況は変わっていないことに加え、㈱浦川原タクシーの営業区域の変更などの対応は難しい状況にあるため、営業区域外旅客運送の期間更新を行う必要がある。

(2) 営業区域外旅客運送の対象となる地域（対象地域は更新前から変更なし）

① 頸城区

「過疎地域」には該当しないが、区内を運行する路線バスや、頸城区と保倉地区との間を運行する路線バス（増田線）は、朝夕の通学時間帯の運行が中心であるため、日中の運行が少ない。

② 三和区

「過疎地域」に該当する。

※【参考】概略図 …… 資料1（資料P1）のとおり

(3) 営業区域外旅客運送を行う事業者

有限会社浦川原タクシー

【概要（令和7年10月1日現在）】

- ・所在地：上越市浦川原区日向89番地
- ・営業区域：旧東頸城郡浦川原村、安塚町、大島村、牧村、松代町、松之山町
- ・運転者数：5名
- ・車両数：8両（特大車 2両、普通車 5両、軽福祉車両 1両）
- ・事業内容：一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、軽車両等運送事業（福祉限定）、その他

(4) 営業区域外旅客運送を更新する期間

令和7年12月1日（月）（予定）から1年間 ※期間満了後、営業状況を踏まえて更新を予定

4 利用実績

月	回数（回）		
	頸城区	三和区	計
令和6年10月	9	5	14
11月	11	10	21
12月	8	9	17
令和7年 1月	10	3	13
2月	7	9	16
3月	3	1	4
4月	20	12	32
5月	24	6	30
6月	42	10	52
7月	33	13	46
8月	28	15	43
9月	24	6	30
合計	219	99	318

※回数の集計は各利用の乗車場所における区を準拠。乗車場所が双方の区でない場合は、降車場所の区でカウント。

【参考】根拠法令抜粋

道路運送法第二十条（禁止行為）

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 災害の場合その他緊急を要するとき。
- ② 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

道路運送法施行規則第十八条の二（法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合）

法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- ② 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

同第十八条の三（法第二十条第二号の関係者）

法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成員とする。

上越市地域公共交通利便増進実施計画の認定について

1 趣旨

当市の地域公共交通計画（＝第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画））における公共交通ネットワークの再編を着実に推進するため策定した「上越市地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便計画」という。）」について、国の認定を受けたことを報告するもの。

2 利便計画の期間

認定日（令和7年9月22日）から令和10年3月31日まで（地域公共交通計画と同じ）

3 認定までの経過

令和7年3月26日	・令和6年度第10回活性化協議会において利便計画(案)を承認
令和7年3月31日	・上越市において利便計画を策定
令和7年4月から	・利便計画の認定申請に先立ち、地域公共交通活性化再生法等との適合について、国の点検を実施
令和7年8月29日	・関係計画や法令との整合を図るための修正点が確認されたことから、利便計画を改定（下記4(2)のとおり）し、国の認定を申請
令和7年9月22日	・認定

4 利便計画の概要

(1) 主な内容

- ・ 計画策定の目的 など
- ・ 利便増進事業
 - 利便増進事業 … 予約型コミュニティバス（板倉区）
 - （参考）今後予定するバス路線の再編 … 住民組織の互助による輸送（中郷区）、予約型コミュニティバス（名立区） など
- ・ 利便増進関連事業 … 周知チラシの作成、出前講座の実施 など
- ・ 事業の効果、指標

(2) 当初計画から変更した点（改定内容）

- ・ 利便増進事業は、認定時点で具体的な運行内容が確定している必要があるため、未確定のものを「（参考）今後予定するバス路線の再編」とし、利便増進事業と分けて記載
- ・ 利便増進関連事業について、利便増進事業実施地区（板倉区）以外で実施するものを削除
- ・ 事業評価における指標を追加（住民組織の互助による輸送（中郷区）に係る市負担額）

5 認定後の対応

- ・ 第4回活性化協議会（書面協議、9/1～9/8）を開催し、「令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画」の変更（補助対象系統の追加、補助上限額の緩和）について協議。承認を得て国に届出済み。
- ・ 今後は、（参考）とした事業について、運行内容の確定にあわせた利便計画の改定・再認定等を行う。